



Global Tax Update

インド

Deloitte Tohmatsu Tax Co.

2016年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 2016年インド財政法における税制改正案の主な修正点

2016年インド財政法案が2016年2月29日に議会で提出されたことは、「インド2016年度予算案の概要」(Global Tax Update 2016年3月号)でお伝えしたとおりであるが、今般、本法案が議会で可決され、大統領からの認可を得た後、法制化された。なお、本財政法案は2月の議会提出後に修正されており、その中には税制改正案への修正も含まれていた。

主な修正点は以下のとおりである¹。

- キャピタルゲイン課税の算定上、非上場株式が「長期資本資産」に区分されるための最低保有期間が36カ月から24カ月に短縮された
- 2016年3月1日以降に設立登記された、物品の製造または生産を行うインド内国法人への適用税率の25%への引下げについて、軽減税率の適用を受けるには、適用を選択したことを所得税申告書の提出期限日より前に申告しなければならないことが追加された。適用の選択は設立年に行わなければならない、いったん行った選択をそれ以降変更することはできない。また、研究開発を行う新設法人も軽減税率適用を受けられることも規定された

- 適格事業を行う「適格新設企業(eligible Start-up)」については、設立から5課税年度の間いずれかの連続した3課税年度、税額を全額免除することが提案されていたが、修正案では、「適格新設企業(eligible Start-up)」の定義に、2016年4月1日から2019年3月31日の間に登録された有限責任事業組合(Limited Liability Partnership(LLP))も含まれることが規定された
- インドで開発かつ登録された特許の使用料への10%の軽減税率適用については、納税者が適用を受ける旨を、所得税申告書提出期限より前に所定の書式で申告する必要があることが明確化された。また、軽減税率適用を受けることを選択した課税年度から5課税年度以内に不適用に変更した納税者は、不適用に変更した年から5課税年度の間は軽減税率適用に再変更できないとする規定も追加された。さらに、軽減税率の適用を受けるには、特許に係る費用の75%以上をインド国内の納税者が負担していなければならないという要件も追加された

¹ すべての修正内容については2016年財政法案を参照のこと。

2. 直接税中央委員会²: 非上場有価証券の譲渡から生ずる所得を「キャピタルゲイン」として取り扱うよう調査官に指示³

証券および株式(以下「有価証券」)の売却から生じる所得を「キャピタルゲイン」または「事業所得」のいずれかに区分するかをめぐって訴訟が起こることは少なくない。これまで裁判所では、投資資産としての有価証券(つまり資本資産)と事業資産としての有価証券(つまり事業資産)を区別する基準について様々な判断を下してきており、CBDTもそれらの原則をまとめた指示⁴を出している。

税務上の取扱いの整合性を図りつつ、紛争や訴訟を削減するため、今般 CBDT は、調査官が問題を検証し、適切な判断を下す必要がある以下のような場合を除き、非上場有価証券の売却から生ずる所得を、保有期間にかかわらず、「事業所得」ではなく「キャピタルゲイン」として取り扱うよう調査官に指示した。

- 非上場有価証券取引の真正性自体に疑義がある
- 非上場有価証券の譲渡が法人格否認の法理に関する問題を有している
- 非上場有価証券の譲渡と共に事業の支配権・経営権も移管され、調査官は状況について適切な判断を下す必要がある

3. インド・モーリシャス租税条約: 両政府が条約改正議定書に署名

2016年5月10日、インド政府およびモーリシャス政府はインド・モーリシャス租税条約を改正する議定書に署名した。

キャピタルゲイン条項の改正を含む、条約改正の主要ポイントは次のとおりである。

- これまで、一方の締約国(例:インド)の居住企業が発行する株式が譲渡された場合、当該一方の締約国(例:インド)は、譲渡者が居住者である場合にしか譲渡収益に課税できなかったが(居住地国課税)、改正後は、2017年4月1日

以降に取得した株式の譲渡から生ずる収益に対して、譲渡者の居住地国にかかわらず、課税できるようになる(源泉地国課税)。ただし、2017年4月1日より前に取得した株式には改正前の規定が適用される

- 2017年4月1日から2019年3月31日までの期間に発生したキャピタルゲインには経過措置が適用され、特典制限(Limitation of Benefits (LOB))条項(第27A条)の要件を満たした場合に限り、譲渡株式を発行する企業の居住国の国内税率の50%で課税される。移行期間後は国内税率がそのまま課される

日本企業は以下について留意する必要がある。

- 本改正はシンガポールを経由してインドに投資している日本企業に影響を及ぼすことになる。これは、インド・シンガポール租税条約に定められている、株式譲渡から生ずるキャピタルゲインに係る居住地国課税の特典(以下「キャピタルゲイン特典」)は、同様の特典がインド・モーリシャス租税条約に定められていることを前提としているからである。したがって、インド・モーリシャス租税条約のキャピタルゲイン特典が廃止されるということはインド・シンガポール租税条約に定める特典も受けられなくなることを意味する。ただし、この問題を回避するため、インドは、インド・モーリシャス租税条約の改正を踏まえて、シンガポールとインド・シンガポール租税条約について交渉を開始するものと考えられている

2 直接税中央委員会 (Central Board of Direct Taxes: 以下「CBDT」)

3 2016年5月2日付の指示

4 Instruction No. 1827(1989年8月31日付)および Circular No. 4 of 2007(2007年6月15日付)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

e mail : tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス : www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。